

**文部科学部会幼児教育小委員会、
幼児教育議員連盟新制度検討チーム 合同会議
「幼児教育の振興について」〈概要〉**

1. 基本的な考え方

- ・ 幼児期の教育（幼児に対する教育を意味し、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものをいう。具体的には、幼稚園、保育所、認定こども園等における教育、家庭における教育、地域における教育を含む広がりを持った概念としてとらえる。以下、「幼児教育」という。）は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う非常に重要なもの
- ・ 質の高い幼児教育は、好奇心等に溢れる心豊かな子供を育て、健全で安定した社会を創造することに繋がるため、国家戦略の一環として取り組み、幼児教育分野への思い切った重点的な資源投入が必要

2. 幼児教育の振興方策

(1) 幼児教育の質の向上

①幼児教育の内容の充実と小学校教育との円滑な接続

- ・ 小学校以降における学びとの連続性を図る観点から、5歳児を中心として取り組むべき教育内容をより明確化・具体化
- ・ ただし、決して小学校で行われている教科書等を用いた教科等の教育の前倒しとならないよう留意
- ・ 幼保小の連携は、小学校と連携しながら「アプローチ・カリキュラム」等を編成し、体系的に実施

②教員・保育士等の資質能力の向上及び計画的な人材確保

- ・ 教員・保育士等の処遇・配置の改善など、計画的に優れた人材を確保するために必要な施策を推進
- ・ 経験や役割等に応じた昇進やきめ細かな研修体系などキャリアアップの仕組みを整備

③幼児教育に関する適正な評価システムの導入

- ・ 自己評価、関係者評価、第三者評価を進め、持続的に改善を促す PDCA サイクルを構築

④幼児教育に関する研究拠点の整備、実証的な調査研究の推進

- ・ 大学・研究機関、幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育の調査研究に係るネットワークの構築
- ・ 国における幼児教育の研究拠点（ナショナルセンター）の整備に向けた検討

(2) 質の高い幼児教育の提供体制の確保

① 地方自治体等における幼児教育の推進体制の整備

- ・ 市町村の幼児教育に係る責任の明確化、市町村における幼児教育推進体制の整備（専任職員や「幼児教育アドバイザー（仮称）」の配置等）
- ・ 都道府県における幼児教育センターの設置促進

② 障害のある子供への適切な支援体制の整備

- ・ 幼児期からの発達障害のある子供への支援充実
- ・ 必要な施設整備の支援、専門的知見を有する人材の配置・派遣の促進

③ 家庭や地域の教育力の向上

- ・ 子育て支援（親子登園、相談事業、一時預かり等）の充実
- ・ 家庭教育に対する支援の充実、ワークライフバランスの改善
- ・ 地域人材の幼児教育への積極的な参画への支援

(3) 幼児教育の段階的無償化の推進

- ・ 必要な財源の確保方策について、政府・与党一体となって検討を行い、幼児教育無償化を段階的に推進

(4) 幼児教育の充実のための財政支援の充実

- ・ 新制度における質改善を実現するため、消費税収以外の財源を含む1兆円超の財源を確保
- ・ 新制度に移行しない私立幼稚園に対する私学助成及び就園奨励費補助の充実

(5) 子ども・子育て支援新制度の検証

- ・ 新制度の施行後、幼児教育の振興の観点から検証を行う

(6) 「幼児教育振興法（仮称）」の制定

- ・ 幼児教育の振興を図るため、幼児教育振興法（仮称）を制定
(幼児教育の重要性、意義等の基本的理念、国・都道府県・市町村が一体となって取り組む体制の整備等)